

上士幌町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 18 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく事務を処理するための審議会として、上士幌町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) その他本町における子ども・子育て支援施策について町長が必要と認める

事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、20 名以内の委員をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員は、その一部を公募することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の招集は、必要に応じ会長が行い、会長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月5日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。